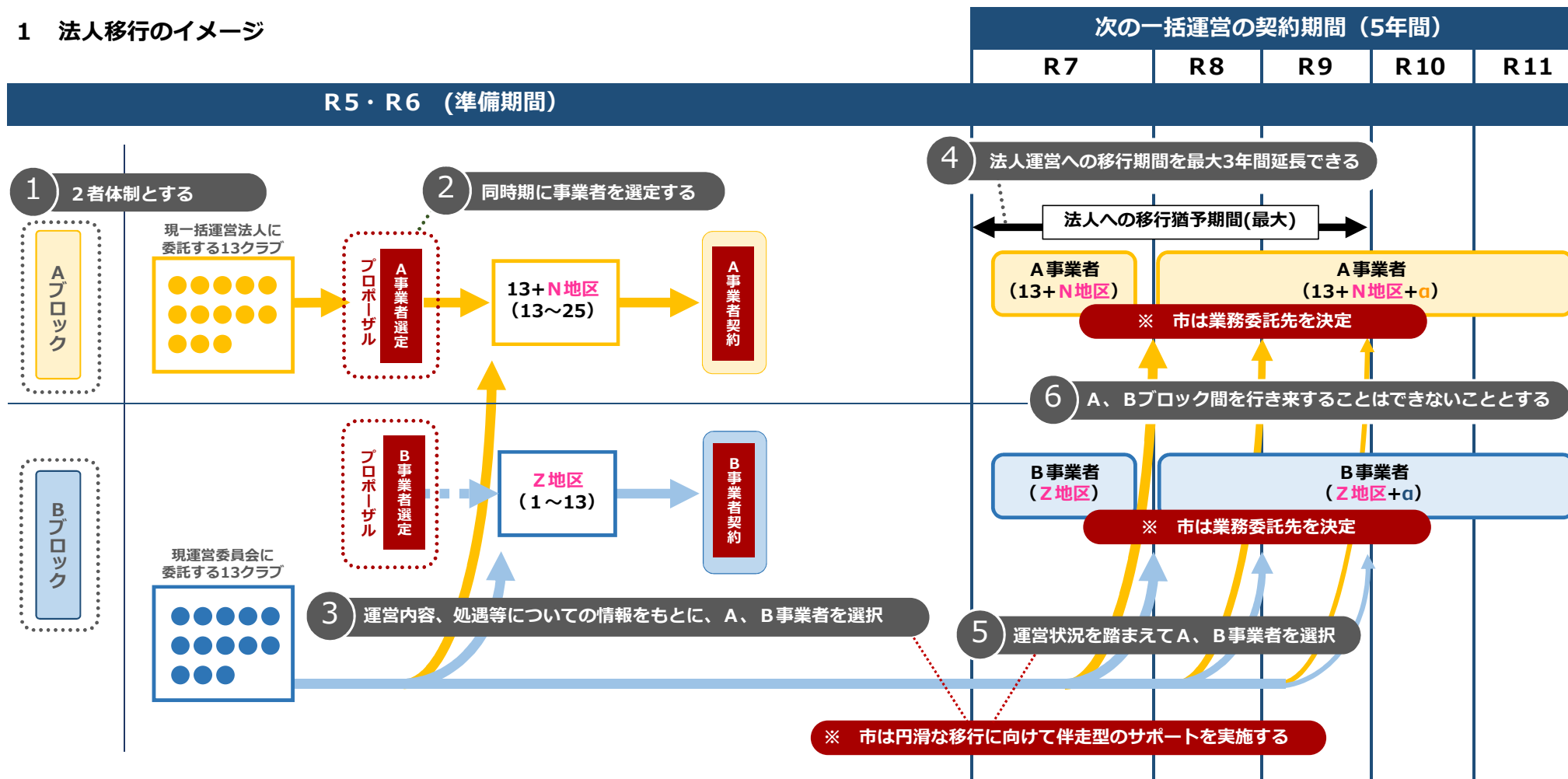


令和7年度以降の法人移行について

1 法人移行のイメージ



2 要望に対する回答

【要望 (令和5年9月29日所管事務調査)】

現委託法人が運営するブロックの児童クラブにおいて、一括運営に移行する令和7年度までは、地域や保護者会などが移行を決定した場合など、あらかじめ設定した条件を満たしたクラブについては、新たに契約する委託法人が運営するブロックへの移行も可能となるよう制度設計の見直しを求める。

【回答】

現委託法人が運営するブロックの児童クラブについて、新たに契約する委託法人が運営するブロックへの移行を可能とするような制度設計の見直しは行わない。

(理由)

- 現在、市は地区運営委員会に対し、毎年度、随意契約による放課後児童クラブ運営委託を実施している。これは、これまで継続してクラブを運営してきた実績等を踏まえたものであり、引き続き円滑なクラブ運営の実施ができるかと判断してきたことによるものである。
- 今後、市は、令和10年度までに地区運営委員会への業務委託を改め、本法人移行のイメージで示すように2つの法人に業務委託する方針であるが、地区運営委員会が運営主体として蓄積してきたクラブ運営のノウハウ等の引継ぎが円滑に行われることが重要となる。
- 市は、これらが担保できるよう、法人移行に当たり地区運営委員会に法人選択の機会を付与することとし、地区運営委員会の意向を踏まえながら、事業実施者としての責任において委託先事業者を決定するものである。
- 要望のあった現委託法人が運営するブロックの個別のクラブにおいては、既に旧運営委員会から現委託法人へ事業の引継ぎが完了し、クラブ運営のノウハウ等が統一化されていることから、個別クラブに法人選択の機会を付与する必要はなく、事業実施者である市の責任において事業者選定を行いたいと考える。以上のことから制度設計の見直しは行わない。